

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日と当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## ◇告示 目次

- 寄生虫検査料の減額
- 収入証紙小売さばき人の指定
- ひな白痢の検査
- 牛その他の物品の移入禁止区域の指定
- 保険医療機関の指定
- 保険医の登録
- 鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱

## 告示

### 鳥取県告示第五百九十七号

鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所使用料、手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、寄生虫検査料を次のように減額し、昭和

三十四年十一月八日から十二月七日までの間適用する。

昭和三十四年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 寄生虫検査料

塗まつ、法	五円
集卵法	十円

### 鳥取県告示第五百九十八号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を昭和三十四年十一月四日次のおり指定した。

昭和三十四年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号	氏名	売さばき場所	住所
----	----	--------	----

三二二	鳥取県計量協会 会長 和田平八郎	鳥取市東町一丁目二二〇番地	同上
-----	---------------------	---------------	----

鳥取県告示第五百九十九号

次のようにひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、鶏の所有者に対して検査をうけることを命ずる。

昭和三十四年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 ひな白痢予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
種鶏及び同一構内で飼育する鶏

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査の方法

ひな白痢急速診断法

別表

実施期日	実施区域	実施場所
十二月十日	米子市上福原	松田種鶏場
"	"	堀安

十三日

富益

野口  
初岡  
佐々木  
杉尾  
福景  
安田百  
安田一

十四日

境港市渡  
麦垣

渡辺  
木村  
山根  
米沢  
泉  
門西  
今市  
浦木  
松本一  
松本美  
勝部

米子市大篠津  
和田  
安倍  
博労町  
車尾  
夜見

十六日

赤井手  
崎津  
西原  
高姫  
西原  
高田  
松岡  
頼田  
小早川  
岩田  
斉鹿  
松本敬  
藤山  
中森

十七日	渡	松本克	松本花
"	森岡	木下	足立
"	西伯郡伯仙町河岡	今津	池淵
"	"	船場繁	佐賀
"	"	船場進	佐々木
"	尾高	福田	松本敬
"	石田	梅林	岩田
"	日吉津村富吉	松田	小早川
"	米子市崎津	木村正	頼田
"	"	木村栄	岩田
"	吉岡	森	斉鹿
"	"	内田	松本敬
"	"	今中	藤山

十九日

西伯郡会見町浅井

中森

二十日

米子市吉谷  
西伯郡岸本町遠藤

松岡

二十一日

大原  
上細見

野口

浦津	赤井手	崎津	西原	高姫	西原	高田	松岡	頼田	小早川	岩田	斉鹿	松本敬	藤山	中森
大袋	榎原	西伯郡岸本町遠藤	上細見	大原	大原	野口	野坂	勝部	鷺見	高田	松岡	頼田	小早川	岩田
大原	上細見	上細見	大原	大原	大原	野口	野坂	勝部	鷺見	高田	松岡	頼田	小早川	岩田
大原	上細見	上細見	大原	大原	大原	野口	野坂	勝部	鷺見	高田	松岡	頼田	小早川	岩田
大原	上細見	上細見	大原	大原	大原	野口	野坂	勝部	鷺見	高田	松岡	頼田	小早川	岩田



鳥取県告示第六百三十九号

鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十四年十一月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一 県は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十二号)第一条に規定する共同利用施設の災害復旧事業であつて一箇所の事業費が十万円以上のもの(以下「災害復旧事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に關しては、鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)

によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助率)

第二 第一の規定により県が行う補助の比率は、災害復旧事業の事業費の十分二以内とする。

(災害復旧事業計画概要書)

第三 災害復旧事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、災害復旧事業計画概要書(様式第一号)を災害発生後五十日以内に知事に提出しなければならない。

(災害復旧事業費の決定)

第四 知事は、第三の規定による災害復旧事業計画概要書を受理したときは、別に定める基準に従つて審査を行い、当該災害復旧事業費を決定し、その結果を補助事業者に通ずる。

(補助金の額の内示)

第五 知事は、第四の規定により決定した災害復旧事業費に基いて、当該年度における第一の規定による補助金の額を内定し、これを補助事業者に通ずる。

(補助金の交付の申請)

第六 規則第五条の規定により補助金の交付の申請をしようとするものは、第五の規定による通知のあつた日から三十日以内に、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- 一 災害復旧事業計画書(様式第二号)
- 二 収支予算書(様式第三号)

(事業計画の変更等)

第七 補助事業者は、規則第五条の規定による補助金交付申請前に、やむを得ない事由により事業計画を変更しようとするときは、事業費変更承認申請書(様式第四号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第八 規則第十一条の規定による変更をしようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第五号)を提出しなければならない。

第九 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止(又は廃止)承認申請書(様式第六号)を知

事に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第十 規則第八条の規定による補助金の交付の決定通知を受けたものは、その年度の十一月三十日における当該事業の遂行状況についてその年度の十二月二十日までに状況報告書(様式第七号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、規則第十二条の規定による補助金の交付の内示により工事に着手した場合について準用する。

(補助金の交付の請求)

第十一 補助金交付請求書に添付する書類の名称及び様式は、規則第二十一条の規定によるほか、補助金の受入額調査書(様式第八号)とする。

(実績報告)

第十二 規則第十八条の規定による実績報告書(様式第九号)は当該事業の完了後二十日以内又は当該補助金の交付の決定のあつた年度の翌年度の四月五日までに

提出しなければならない。  
(書類の經由機関)

第十三 この要綱にもとづいて提出される書類は、当該事業の施行区域の属する市町村長を經由してとれど

四部提出するものとする。  
附 則  
この要綱は、昭和三十四年度の補助金から適用する。

(様式第1号)

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助計画概要書

第 年 月 日 号

鳥取県知事 殿

住 所 氏 氏 名 名  
(団体代表者 氏 氏 名 名)

昭和 年 月発生した災害により被害を受けた共同利用施設災害復旧について、鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱第3の規定により、災害復旧事業概要書を別紙のとおり提出する。  
別 紙

事業主体名	施設名	破損箇所及び被害程度	復旧額 円	備考

(注) 1 備考欄には当該施設を新設しようとする場合の見積額を記入すること。  
2 次の様式による施設別災害復旧事業計画概要書を添付すること。

施設別災害復旧事業計画概要書

事業主体の住所  
事業主体名  
施設名  
組合員数

1 災害を受ける直前における施設の概要

- イ) 位置
- ロ) 種類
- ハ) 構造

㊦ 能力

- (㊦) 建設又は取得の年月日 (中古施設の取得の場合は取得以前の経過年数をあわせて記載すること。)
- (㊧) 台帳価格及び現在評価額 (評価認定機関名をあわせて記載すること。)
- (㊨) 最近1年の利用対象別利用量 (簡明に表示する指標をとること。)

総利用量

農(林、水産)業者の利用量 \_\_\_\_\_ 内組合員 \_\_\_\_\_ 非組合員 \_\_\_\_\_

非農(林、水産)業者の利用量 \_\_\_\_\_

㊩ 最近1年の利用者数 \_\_\_\_\_ 名 内組合員 \_\_\_\_\_ 名

2 災害の種類及び災害発生年月日

3 被害概況

区	分	被害状況	被害額	残存価格	備考
(例)	建物		円	円	
	倉庫				
	工作物				
	機械器具				
	土地				
	雑務				
	計				

- 4 復旧計画
- (㊩) 新設、補修等の別 (移設の場合には、その理由をあわせて記載すること。)
  - (㊪) 工事の着手及び完了の予定時期
  - (㊫) 工事の年度別割予定
  - (㊬) 工事の内容

区	分	構造	員数	単価	復旧額	新設、補修等の別	備考
(例)	建物			円	円		
	倉庫						
	工作物						
	機械器具						
	土地						
	雑務						
	計						

5 復旧事業の経済効果

(注)

- 1 3の表の「被害状況」の欄には、例えば「かわらぶき木造平家25坪全壊、コンクリートへい15メートル倒壊」のように記載すること。
  - 2 3の表の「残存価格」の欄には、復旧資材として利用できるものについて時価で評価した額を記入すること。
  - 3 3の表の備考欄には、当該施設を新設しようとする場合の見積額を必ず記入すること。
  - 4 4のロの表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。
  - 5 4のロの表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建坪、機械については種類別個数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量(立方メートル)を記入すること。
  - 6 4のロについて超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と、超過工事の部分とを区分すること。
  - 7 次に掲げる書類を必ず添付すること。
- (イ) 被災施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面並びに被災状況を明らかにした写真  
 (ロ) 復旧工事の設計書(一位代価表、単価表を含む。) 仕様書及び図面

(様式第2号)

災害復旧事業補助計画書

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助計画書

住所 氏名 (印)  
 (団体代表者) 氏名 (印)

事業主体名	施設名	工事箇所	復旧額 円	県補助金 円	事業主体負担金 円	備考
○ ○ 組合						
計						

(注) 次の様式による施設別災害復旧事業計画書を添付すること。

施設別災害復旧事業計画書

- 事業主体の住所
- 事業主体名
- 施設名
- 1 事業目的
- 2 工事箇所

- 3 工事の直営、請負の別
- 4 工事着手予定時期
- 5 工事完了予定時期
- 6 工事年度割予定
- 7 復旧額

区分	業種	構造	員数	単価	復旧額	補助金	事業主体負担金	備考
	建物			円	円	円	円	
(例) 事業	倉庫							
	建物							
	製作							
	機械							
	器具							
	たい積土砂排除							
	たい積土砂排除							
	雑務							
	計							

8 事業主体の事業費の負担方法 (融資を受ける場合は、融資申込先別の融資申込の金額及び条件をあわせて記載すること。)

9 復旧事業の経済効果

(注)

- 1 7の表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。
- 2 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建坪、機械については種類別個数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量(立方メートル)を記入すること。
- 3 7について超過工事のある場合には、原形復旧工事の部分と超過工事の部分とを区分すること。
- 4 次に掲げる書類を必ず添付すること。
  - (イ) 被害施設について、その全部及び被災箇所を明らかにした図面ならびに被災状況を明らかにした写真
  - (ロ) 復旧工事の設計書(一位代価表、単価表を含む。)仕様書及び図面



(様式3号)

収 支 予 算 書

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金	円	
事業主体負担金		
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
〇〇工事費	円	
工事維持費		
計		

(様式第4号)

鳥取県知事

殿

住 所  
(団体代表者)

氏 氏

名 名 (印)

番 年 月 日

農林水産業共同利用施設災害復旧事業費変更承認申請書

昭和 年 月 日第 号で事業費の決定通知があつた農林水産業共同利用施設災害復旧事業費について  
下記のとおり変更したので、承認されたく、鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱第7の  
規定により申請する。

記

施 設 所 在 地	施 設 名	査定工事費 円	増 △ 減 円	変 更 理 由

(注) 変更前を赤字、変更後を黒字で併記すること。

増△減欄は工事費の赤字の差額を記入すること。

(様式第5号)

鳥取県知事

殿

住所  
(団体代表者)

氏名

氏名 (印)

農林水産業共同利用施設災害復旧事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日 鳥取県受第 号で補助金交付決定の通知があつた農林水産共同利用施設災害復旧事業の実施について別紙計画書にて記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、承認されたく、鳥取県補助金等交付規則第11条の規定により申請する。

(様式第6号)

鳥取県知事

殿

住所  
(団体代表者)

氏名

氏名 (印)

番号  
年 月 日

番号  
年 月 日

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業中止 (又は廃止) 承認申請書  
何々事業のうち下記箇所の事業は中止 (又は廃止) したいから、鳥取県農林水産業共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱第9の規定により申請する。  
記

施設名	査定額		既制当額		廃止(又は中止)の理由
	事業費	補助金	事業費	補助金	
	円	円	円	円	

(様式第7号)

鳥取県知事

殿

住所  
(団体代表者)

氏名

氏名 (印)

番号  
年 月 日

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業状況報告書

昭和 年 月 日鳥取県 号で補助金交付決定の通知のあつた農林水産業共同利用施設災害復旧事業について11月末現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告する。

別紙  
収入の部

科 目	区 分	予 算 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	摘 要
共同利用施設災害復旧補助事業	県補助金		円	円	
	事業主体負担金				
	計				

支出の部

科 目	区 分	予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
共同利用施設災害復旧補助事業	〇〇工事業費		円	円	
	計				

(注) 1 収入済額と支出済額との差額があるときは、その支出予定時期を摘要欄に記入すること。  
2 次の様式による附表を添付すること。

附 表

施 設 名	事業主体	実施計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	B/A %	交 付 額	摘 要
		円	円	%	円	
計						

(様式第8号)

補助金等の受入額調査

区 分	總 額	前年度まで	本!年度分	残 額	摘 要
事業費	円	円	円	円	
補助金					

様式第9号

昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業実績報告書

番号  
年月日

鳥取県知事

殿

住所

(団体代表者

氏氏

名名  
(印)

鳥取県補助金等交付規則第18条の規定に基づき、昭和 年度農林水産業共同利用施設災害復旧事業実績報告書を別紙のとおり提出する。

別紙

事業主体名	施設名	工事箇所	復旧額 円	県補助金 計	事業主体負担金 円	備	考
計							

(注) 次の様式による施設別災害復旧事業実績報告書を添付すること。

施設別災害復旧事業実績報告書

事業主体の住所

事業主体名  
施設名

事業成績

- 1 事業目的
- 2 工事箇所
- 3 工事の直営請負の別
- 4 工事着手時期
- 5 工事完了時期
- 6 工事年度割
- 7 復旧額

区分	構造	員数	単価 円	復旧額 円	県補助金 円	事業主体負担金 円	備考
工 建 倉 庫							
工 事							
費 用							
物 産 物							
非 除 費							
計							

- 8 事業主体の事業費の負担方法 (融資を受けた場合は、融資主体別の融資の金額及び条件をあわせて記載すること。)
- 9 復旧事業の経済効果

(注) 1 7の表の「たい積土砂排除」の項の「構造」の欄には、たい積土砂の排除方法を記入すること。  
 2 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建坪及び延坪、機械については機種別個数、たい積土砂排除についてはその排除すべき土砂の量(立方メートル)を記入すること。  
 3 復旧後の施設の平面図及び写真を必ず添付すること。

収支精算  
収入の部

区	分	精算額	予算額	比較増△減	摘要
	補助金	円	円	円	
	事業主体負担金				
	その他				
	計				

支出の部

区	分	精算額	予算額	比較増△減	摘要
	〇〇工事費	円	円	円	
	工事雑費				
	計				